

**「推古天皇・聖徳太子」映像制作業務
委託事業者募集要項**

1. 適用

本要項は「推古天皇・聖徳太子」映像制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

「推古天皇・聖徳太子」映像制作業務

(2) 目的

日本初の女帝である「推古天皇」と、叔母である推古天皇の摂政としてさまざまな法令や憲法の制定に尽力した「聖徳太子」について、人物の魅力及び当時の政治・文化等を、観光客等に対して短時間でわかりやすく理解してもらうための人物ストーリーの映像コンテンツを製作する。

(3) 委託内容

県立施設等で上映する「推古天皇・聖徳太子」についての映像コンテンツ(ダイジェスト版を含む)を制作

※詳細については「推古天皇・聖徳太子」映像制作業務委託仕様書(以下「仕様書」)による。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金 18,900千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を限度とする。

(6) 委託期間

契約締結日から平成30年3月28日まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部 文化資源活用課 史料編纂・歴史展示係

TEL:0742-27-8914 FAX:0742-27-0213

電子メールアドレス:rekisitenji@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成29年5月15日(月)午後3時まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成29年5月22日(月)午後3時まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参または郵送に限る

・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く。)とする。

・郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

○提出物

①参加申込書(様式2)【原本1部】

②企画提案書

(様式任意 ただしサイズは、下表の番号①A4判縦型3枚以内、②A3判横型2枚以内、③A3判横型2枚以内とする。【原本1部 コピー7部】)

記載事項	内容に関する留意事項
①業務の実施方針・実施フロー・工程計画・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針・実施フロー及び工程計画について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 業務実施方針 業務の実績を踏まえ、本業務の実施方針を記載する。 イ 業務の実施手順 業務の実施手順を示す実施フローと工程計画について記載する。留意点についても記載する。実施フローは各工程毎の関連も分かるように図示すること。工程計画は工程表形式とし、時系列で記載すること。 ・業務の分担等実施体制について記載する。 ・他の事業者に出発業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。 ・監督、脚本家、歴史監修者や各部門責任者等の主要な者について、実績等説明を入れたり、図を用いる等、分かりやすく記載する。
②映像コンテンツ製作(シナリオ作成等映像コンテンツ製作に必要な作業を含む)にあたっての製作手順、映像表現手法について	<ul style="list-style-type: none"> ・「推古天皇・聖徳太子」の魅力をも十分に伝えるための取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いても良い。(県作成図書「古代を創った人びと 推古天皇・聖徳太子」写 貸出可) ア 製作手順 ①の業務の実施手順と異なり、映像製作に特化して、より分かりやすく記載する。 イ 映像表現手法 「推古天皇・聖徳太子」の魅力をも伝えるのに、効果的で訴求力のある映像表現手法を提案すること。
③映像コンテンツイメージについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「推古天皇・聖徳太子」の魅力をも十分に伝えるため下記の内容について具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いても良い。(県作成図書「古代を創った人びと 推古天皇・聖徳太子」写 貸出可) ・ストーリーの全体構成イメージ (※下表に示す「必ず映像に入れる内容」に注意すること) ・その他の象徴的なエピソード等の抽出 ・県内の太子ゆかり地をストーリーに絡める ・シナリオ、演出等における工夫 <p style="text-align: center;">※必ず映像に入れる内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">生い立ち</div>

蘇我馬子の物部守屋討伐軍に加わり戦勝を祈願	仏教の受容をめぐる戦い。太子は四天王に戦勝を祈願した。
推古天皇が即位し、太子は皇太子となる。	天皇は聖徳太子を皇太子とし、政治の全てを委ねた。
冠位十二階の制定	日本初の冠位・位階制の制定
憲法十七条の制定	官人の心構えと仏教の奨励
遣隋使の派遣	小野妹子が国書を隋の煬帝に届けた。
太子道	太子の通勤路と葬送の道
太子信仰の発展	太子信仰の伝播

③事業者概要書(様式3)【原本1部】

- ・会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績(様式4)【原本1部】

- ・成果物などがあれば添付すること。

⑤予定管理担当者の経歴等(様式5)【原本1部 コピー7部】

⑥予定担当者の経歴等(様式6)【原本1部 コピー7部】

⑦見積書(様式任意)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の数量時間、単価が判断できる内容とする。)
- ・選定された事業者には再度見積を依頼する。
- ・見積において、業務量の目安として示されている委託料上限額を超えている場合、もしくは、委託仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- ・県立施設等での上映の他、図書館での貸し出し、学校への無償配布、インターネット配信等、全ての情報発信において映像、音楽、声優、ナレーター等、後の年度において甲の費用負担が発生することの無いようにすること。
- ・諸経費を含む全ての費用は委託料に含まれているものとする。

※ただし、①～⑤のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

(4) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

- 受付期間 平成29年4月11日(火)から
平成29年5月15日(月)午後3時まで
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る 質問票(様式7)に質問事項を記載のうえ送信
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ
「奈良県文化資源活用課ホームページ」に公表する。
個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

4. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、「推古天皇・聖徳太子」映像制作業務委託事業者選定審査会により、次の

評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い事業者を契約の相手方として選定する。但し、評価項目1)を除く全ての評価項目において各評価項目の各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。

- 1) 実施方針の理解度、実施フロー・工程計画の妥当性、実施体制の充実度(30点)
 - 2) 映像コンテンツ製作手順の妥当性、映像表現手法・映像コンテンツイメージの内容(60点)
 - 3) 提案内容に応じて妥当な見積りの積算であるか(10点)
- ②提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、平成29年6月1日(木)に行う予定。管理担当者等の業務全体を掌握する立場にある者1名(必ず出席)、予定担当者(必要に応じて出席)が出席すること。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(5月24日頃予定)。
- ⑤参加申込者、企画提案書提出者が2者に満たない場合、応募資格を満たしていれば審議を継続するものとし、全ての評価項目において各委員の評価の合計点が6割以上の場合には当該提案者を受託者として選定する。

(2) 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第県担当者との打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内に、その理由の説明を求めることができるものとする。
- (5) 企画提案書等の提出後、契約締結までの手続き期間中に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結に係る資格を失うものとする。その場合、選定において次に評価の高い事業者と契約に向けた手続きを行う。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県文化資源活用課の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。